

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等名簿を作成することを目的とした。

2 調査の対象及び客体

施設票 :3、4 ページに掲げる社会福祉施設等(86種類)を対象とし、その全数(休止中を含む。)を客体とした。

障害福祉サービス事業所票 :障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所(15種類)を対象とし、その全数(休止中の事業所を含む。)を客体とした。

なお、障害者自立支援法の全面施行後(平成18年10月1日施行)、初の調査である。

平成19年10月1日現在

	調査対象施設・事業所数	集計施設・事業所数
施設票		
生活保護法による保護施設	308	302
老人福祉法による老人福祉施設	10 043	9 446
障害者自立支援法による障害者支援施設等 2)	2 246	2 233
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設 3)	1 192	1 188
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設 3)	3 882	3 873
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設 3)	937	935
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	382	377
売春防止法による婦人保護施設	50	49
児童福祉法による児童福祉施設	34 082	33 524
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設	73	72
その他の社会福祉施設等	10 066	9 805
障害福祉サービス事業所票		
障害福祉サービス事業所 4)	25 469	20 892

注: 1) 集計施設・事業所数は休止中等の施設・事業所を除いた数である。

2) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。

3) 障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

4) 障害福祉サービス事業所は、郵送により調査を実施したものであり、調査対象施設・事業所数は調査票配付事業所数から廃止を除いた数である。

3 調査の時期

平成19年10月1日

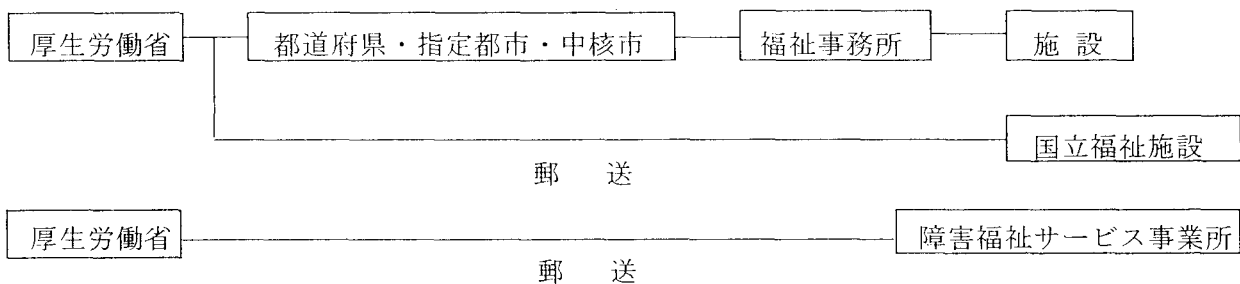
4 調査事項

施設票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員、在所者数、従事者数等

障害福祉サービス事業所票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、従事者数等

5 調査の方法及び系統

- (1) 施設票は、福祉事務所を通じて全施設に調査票を配付し、施設管理者が調査票を記入した。
- (2) 障害福祉サービス事業所票は厚生労働省から障害福祉サービス事業所へ直接郵送し、事業所の管理者が調査票を記入した。ただし、施設等に併設されている事業所については、福祉事務所を通じて調査票を配付し、事業所の管理者が調査票を記入した。
- (3) 設置主体が国である施設については、施設票は厚生労働省から直接配付し、施設管理者が調査票を記入した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0、0.0
減少数(率)の場合	△

(2) 活動中の施設、事業所のうち回答のあったものについて集計した。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

調査対象施設・事業所一覧

	老人福祉施設等 調査票	障害者支援施設等 調査票	児童福祉施設等 調査票	保育所調査票	障害福祉サービス 事業所票
生活保護法による保護施設 救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設	○ ○ ○ ○ ○				
老人福祉法による老人福祉施設 養護老人ホーム(一般) 養護老人ホーム(盲) 軽費老人ホーム(A型) 軽費老人ホーム(B型) 軽費老人ホーム(ケアハウス) 老人福祉センター(特A型) 老人福祉センター(A型) 老人福祉センター(B型) 老人介護支援センター	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
障害者自立支援法による障害者支援施設等 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム		○ ○ ○			
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者福祉工場		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設 知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉工場		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による 精神障害者社会復帰施設 精神障害者生活訓練施設 精神障害者福祉ホーム(B型) 精神障害者授産施設(入所) 精神障害者授産施設(通所) 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター(A型) 身体障害者福祉センター(B型) 障害者更生センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				

	老人福祉施設等 調査票	障害者支援施設等 調査票	児童福祉施設等 調査票	保育所調査票	障害福祉サービス 事業所票
売春防止法による婦人保護施設 婦人保護施設	○				
児童福祉法による児童福祉施設			○		
助産施設			○		
乳児院			○		
母子生活支援施設			○	○	
保育所					
児童養護施設			○		
知的障害児施設			○		
自閉症児施設			○		
知的障害児通園施設			○		
盲児施設			○		
ろうあ児施設			○		
難聴幼児通園施設			○		
肢体不自由児施設			○		
肢体不自由児通園施設			○		
肢体不自由児療護施設			○		
重症心身障害児施設			○		
情緒障害児短期治療施設			○		
児童自立支援施設			○		
児童家庭支援センター			○		
小型児童館			○		
児童センター			○		
大型児童館A型			○		
大型児童館B型			○		
大型児童館C型			○		
その他の児童館			○		
児童遊園			○		
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設			○		
母子福祉センター			○		
母子休養ホーム			○		
その他の社会福祉施設等					
授産施設	○				
宿所提供施設	○				
盲人ホーム	○				
無料低額診療施設	○				
隣保館	○				
へき地保健福祉館	○				
へき地保育所				○	
地域福祉センター	○				
老人憩の家	○				
老人休養ホーム	○				
有料老人ホーム	○				
障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所					
居宅介護事業所					○
重度訪問介護事業所					○
行動援護事業所					○
療養介護事業所					○
生活介護事業所					○
児童デイサービス事業所					○
短期入所事業所					○
重度障害者等包括支援事業所					○
共同生活介護事業所					○
自立訓練(機能訓練)事業所					○
自立訓練(生活訓練)事業所					○
就労移行支援事業所					○
就労継続支援(A型)事業所					○
就労継続支援(B型)事業所					○
共同生活援助事業所					○

結果の概要

I 施設の状況

1 施設数

平成19年10月1日現在における全国の社会福祉施設等について、主な施設の種類をみると、「児童福祉施設」が33,524施設となっており、そのうち「保育所」が22,838施設で前年に比べ118施設、0.5%増加している。

また、「障害者支援施設等」は2,233施設となっている。(表1、統計表第2表)

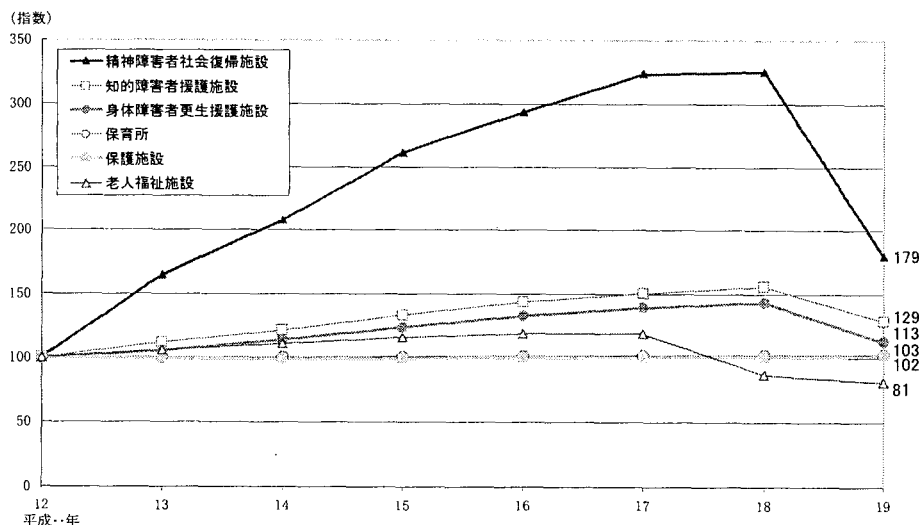
一方、施設数の年次推移を主な施設の種別別指数(平成12年=100)で見ると、平成19年調査では「精神障害者社会復帰施設」は、指数が179となっており、次いで、「知的障害者援護施設」(指数 129)、「身体障害者更生援護施設」(同 113)となっている(図1)。

表1 施設の種別別にみた施設数の年次推移

	平成12年 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	各年10月1日現在	
							対前年 増減数	増減率(%)
施 設 数								
保護施設	296	294	297	298	298	302	4	1.3
老人福祉施設	11 628	13 454	13 802	13 882	10 116	9 446	△ 670	△ 6.6
障害者支援施設等 1)	2 233	.	.
身体障害者更生援護施設 2)	1 050	1 302	1 397	1 466	1 508	1 188	△ 320	△ 21.2
知的障害者援護施設 2)	3 002	4 014	4 321	4 525	4 682	3 873	△ 809	△ 17.3
精神障害者社会復帰施設 2)	521	1 363	1 530	1 687	1 697	935	△ 762	△ 44.9
身体障害者社会参加支援施設 3)	716	862	866	828	844	377	△ 467	△ 55.3
婦人保護施設	50	50	50	50	49	49	-	-
児童福祉施設	33 089	33 383	33 406	33 545	33 464	33 524	60	0.2
(再掲)保育所	22 199	22 391	22 494	22 624	22 720	22 838	118	0.5
母子福祉施設	90	85	84	80	73	72	△ 1	△ 1.4
その他の社会福祉施設等	8 418	8 524	8 672	8 848	9 239	9 805	566	6.1
計 4)	58 860	63 331	64 425	65 209	61 970	61 804	△ 166	△ 0.3

- 注: 1) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
 2) 平成19年は障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。
 3) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。
 4) 調査対象となっている施設数の合計である。

図1 社会福祉施設等の主な施設の種別別指数(平成12年=100)



2 定員・在所要者数・在所率

「児童福祉施設」の定員は2,192,158人で、前年に比べ22,581人、1.0%増加している。主な増加要因は保育所(対前年 22,686人、1.1%)である。

また、「児童福祉施設」の在所要者数は 2,207,034人で、前年に比べ 14,946人、0.7%増加している。

一方、「障害者支援施設等」の定員は15,508人、在所要者数は14,105人となっており、在所率は91.0%となっている。(表2、統計表第3、4表)

表2 施設の種別別にみた定員・在所要者数・在所率の年次推移

	各年10月1日現在							対前年	
	平成12年 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	増減数	増減率(%)	
	定員 (人)								
保護施設 1)	19 881	20 267	20 563	20 637	20 424	20 460	36	0.2	
老人福祉施設	128 227	144 344	148 132	149 431	150 992	152 742	1 750	1.2	
障害者支援施設等 2)	15 508	.	.	
身体障害者更生援護施設 3)	52 160	58 518	60 380	61 788	62 378	51 922	△ 10 456	△ 16.8	
知的障害者援護施設 3)	153 885	180 320	188 484	195 395	202 167	180 020	△ 22 147	△ 11.0	
精神障害者社会復帰施設 3)	10 200	19 016	21 670	24 293	25 542	19 819	△ 5 723	△ 22.4	
身体障害者社会参加支援施設 4)	620	660	540	520	440	440	-	-	
婦人保護施設	1 578	1 507	1 490	1 455	1 426	1 429	3	0.2	
児童福祉施設 1)	2 013 356	2 081 391	2 115 717	2 147 767	2 169 577	2 192 158	22 581	1.0	
(再掲)保育所	1 925 641	1 995 067	2 029 201	2 060 938	2 083 061	2 105 747	22 686	1.1	
その他の社会福祉施設等 1)	92 742	109 436	124 404	141 521	165 912	187 056	21 144	12.7	
計	2 472 649	2 615 459	2 681 380	2 742 807	2 798 858	2 821 554	22 696	0.8	
在所要者数 (人)									
保護施設 1)	19 891	19 900	19 982	19 935	19 649	19 822	173	0.9	
老人福祉施設	120 094	135 594	139 592	140 760	142 158	143 624	1 466	1.0	
障害者支援施設等 2)	14 105	.	.	
身体障害者更生援護施設 3)	48 905	54 739	56 319	57 507	58 276	49 085	△ 9 191	△ 15.8	
知的障害者援護施設 3)	150 873	175 407	182 649	188 646	196 683	175 971	△ 20 712	△ 10.5	
精神障害者社会復帰施設 3)	8 640	17 749	20 977	23 899	25 270	19 194	△ 6 076	△ 24.0	
婦人保護施設	722	705	639	669	585	615	30	5.1	
児童福祉施設 1)	1 976 976	2 121 144	2 164 040	2 191 996	2 192 088	2 207 034	14 946	0.7	
(再掲)保育所	1 904 067	2 048 324	2 090 374	2 118 079	2 118 352	2 132 651	14 299	0.7	
その他の社会福祉施設等 1)	56 531	71 806	82 609	95 062	115 151	136 054	20 903	18.2	
計	2 382 632	2 597 044	2 666 807	2 718 474	2 749 860	2 765 504	15 644	0.6	
在所率 (%) 5)									
保護施設 1)	100.1	98.2	97.2	96.6	96.2	96.9	(0.7)	.	
老人福祉施設	93.7	93.9	94.2	94.2	94.2	94.0	(△ 0.2)	.	
障害者支援施設等 2)	91.0	.	.	
身体障害者更生援護施設 3)	93.8	93.5	93.3	93.1	93.6	94.6	(1.0)	.	
知的障害者援護施設 3)	98.0	97.3	96.9	96.5	97.4	97.9	(0.5)	.	
精神障害者社会復帰施設 3)	84.7	93.3	96.8	98.4	99.3	97.2	(△ 2.1)	.	
婦人保護施設	45.8	46.8	42.9	46.0	41.0	43.0	(2.0)	.	
児童福祉施設 1)	98.2	101.9	102.3	102.1	101.1	100.7	(△ 0.4)	.	
(再掲)保育所	98.9	102.7	103.0	102.8	101.8	101.3	(△ 0.5)	.	
その他の社会福祉施設等 1)	61.3	65.9	66.7	67.4	69.6	72.9	(3.3)	.	
計	96.4	99.3	99.5	99.2	98.4	98.1	(△ 0.3)	.	

注：1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設及び母子生活支援施設、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。

2) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。

3) 平成19年は障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

4) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。

5) 在所率=在所要者数÷定員×100(在所率の計算は在所要者数について調査を行っていない障害者更生センター、盲人ホームを除いた。)ただし、平成18年以降は在所要者数不詳の施設を除いた定員数で計算している。

6) 母子福祉施設(母子福祉センター・母子休養ホーム)については、定員・在所要者数について調査を行っていない。

7) ()内は在所率の対前年増減である。

8) 調査対象となっている施設のうち、定員、在所要者数について調査を実施した施設のみ、集計している。

3 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者数は764,229人となっている。これを施設の種別別に多い職種をみると保育所では「保育士」320,420人(構成割合 73.7%)、老人福祉施設では「介護職員」15,977人(同 31.6%)などとなっている。

障害者支援施設等では「生活指導・支援員等」6,231人(同 41.2%)、「介護職員」2,048人(同 13.6%)となっている。(表3、統計表第5表)

表3 施設の種別別にみた職種別常勤換算従事者数

平成19年10月1日現在

	総数	保護施設 1)	老人福祉施設	障害者支援施設等 2)	身体障害者更生支援施設 3)	知的障害者支援施設 3)	精神障害者社会復帰施設 3)	身体障害者社会参加支援施設 4)	婦人保護施設	児童福祉施設(保育所を除く) 1)	保育所	母子福祉施設	その他の社会福祉施設等 1)
総数	764 229 (757 580)	6 213 (6 165)	50 625 (54 592)	15 111 -	26 202 (30 851)	73 262 (84 364)	5 172 (8 383)	3 315 (6 620)	390 (417)	74 866 (74 686)	434 853 (426 843)	266 (253)	73 954 (64 406)
施設長	42 150	222	4 264	1 451	981	3 423	840	245	29	4 324	22 162	37	4 172
生活指導・支援員等 6)	74 142	796	7 975	6 231	3 201	37 933	1 344	398	135	12 864	...	11	3 254
職業・作業指導員	19 799	103	1 600	1 647	2 439	13 331	1 083	95	16	329	...	9	586
セラピスト	4 612	5	94	188	544	40	60	169	5	3 019	...	0	490
理学療法士	1 494	2	26	73	240	14	1	58	-	983	...	0	98
作業療法士	1 180	3	21	76	151	8	53	45	-	760	...	0	63
その他の療法士	1 938	1	47	38	153	18	6	66	5	1 276	...	-	328
心理・職能判定員	111	23	35	41	12
医師	3 749	31	166	78	173	368	77	17	4	1 170	1 597	-	68
保健師・助産師・看護師	28 423	384	3 467	662	1 895	2 097	85	124	21	8 524	4 760	1	6 402
精神保健福祉士	1 986	29	36	772	5	32	1 079	6	-	27
保育士	336 401	320 420	8	1 764
児童生活支援員	2 223	2 223	...	-	...
児童厚生員	11 446	11 446	...	-	...
母子指導員	615	611	...	4	...
介護職員	72 882	3 083	15 977	2 048	11 779	852	17	234	3	38 890
栄養士	13 961	200	2 087	177	613	1 881	24	7	21	1 277	6 758	1	915
調理員	71 362	659	6 044	498	1 758	5 548	45	35	74	4 723	47 344	16	4 617
事務員	31 167	451	5 166	702	1 629	5 280	371	702	40	3 563	7 380	86	5 797
その他の職員	49 200	250	5 189	635	1 150	2 435	134	1 284	43	6 584	24 431	93	6 973
構 成 割 合 (%)													
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
施設長	5.5	3.6	8.4	9.6	3.7	4.7	16.2	7.4	7.4	5.8	5.1	13.9	5.6
生活指導・支援員等 6)	9.7	12.8	15.8	41.2	12.2	51.8	26.0	12.0	34.6	17.2	...	4.0	4.4
職業・作業指導員	2.6	1.7	0.3	10.9	9.3	18.2	20.9	2.9	4.0	0.4	...	3.2	0.8
セラピスト	0.6	0.1	0.2	1.2	2.1	0.1	1.2	5.1	1.2	4.0	...	0.1	0.7
理学療法士	0.2	0.0	0.1	0.5	0.9	0.0	0.0	1.7	-	1.3	...	0.0	0.1
作業療法士	0.2	0.0	0.0	0.5	0.6	0.0	1.0	1.3	-	1.0	...	0.0	0.1
その他の療法士	0.3	0.0	0.1	0.3	0.6	0.0	0.1	2.0	1.2	1.7	...	-	0.4
心理・職能判定員	0.0	0.2	0.1	0.1	0.2
医師	0.5	0.5	0.3	0.5	0.7	0.5	1.5	0.5	1.1	1.6	0.4	-	0.1
保健師・助産師・看護師	3.7	6.2	6.8	4.4	7.2	2.9	1.6	3.7	5.3	11.4	1.1	0.4	8.7
精神保健福祉士	0.3	0.5	0.1	5.1	0.0	0.0	20.9	0.2	-	0.0
保育士	44.0	19.0	73.7	2.8
児童生活支援員	0.3	3.0
児童厚生員	1.5	15.3
母子指導員	0.1	0.8	...	1.6
介護職員	9.5	49.6	31.6	13.6	45.0	1.2	0.3	7.0	0.7	52.6
栄養士	1.8	3.2	4.1	1.2	2.3	2.6	0.5	0.2	5.4	1.7	1.6	0.4	1.2
調理員	9.3	10.6	11.9	3.3	6.7	7.6	0.9	1.1	18.9	6.3	10.9	6.1	6.2
事務員	4.1	7.3	10.2	4.6	6.2	7.2	7.2	21.2	10.2	4.8	1.7	32.5	7.8
その他の職員	6.4	4.0	10.3	4.2	4.4	3.3	2.6	38.7	11.1	8.8	5.6	35.0	9.4

注:1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設、児童遊園、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。

2) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。

3) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

4) 身体障害者福祉法による社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。

5) ()内は、平成18年10月1日現在の数値である。

6) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員が含まれるが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。

7) 従事者数は調査対象となっている施設のうち、調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。

4 保育所の状況

保育所の状況を公営・私営別にみると、施設数、定員、在所児数とも公営は減少(対前年 △270施設、定員△15,949人、在所児数 △25,875人)しており、私営は増加(同 388施設、定員38,635人、在所児数40,174人)している。

在所率は101.3%で、前年に比べ0.5ポイント低下している。これを公営・私営別にみると、公営では92.6%、私営では109.6%となっている。

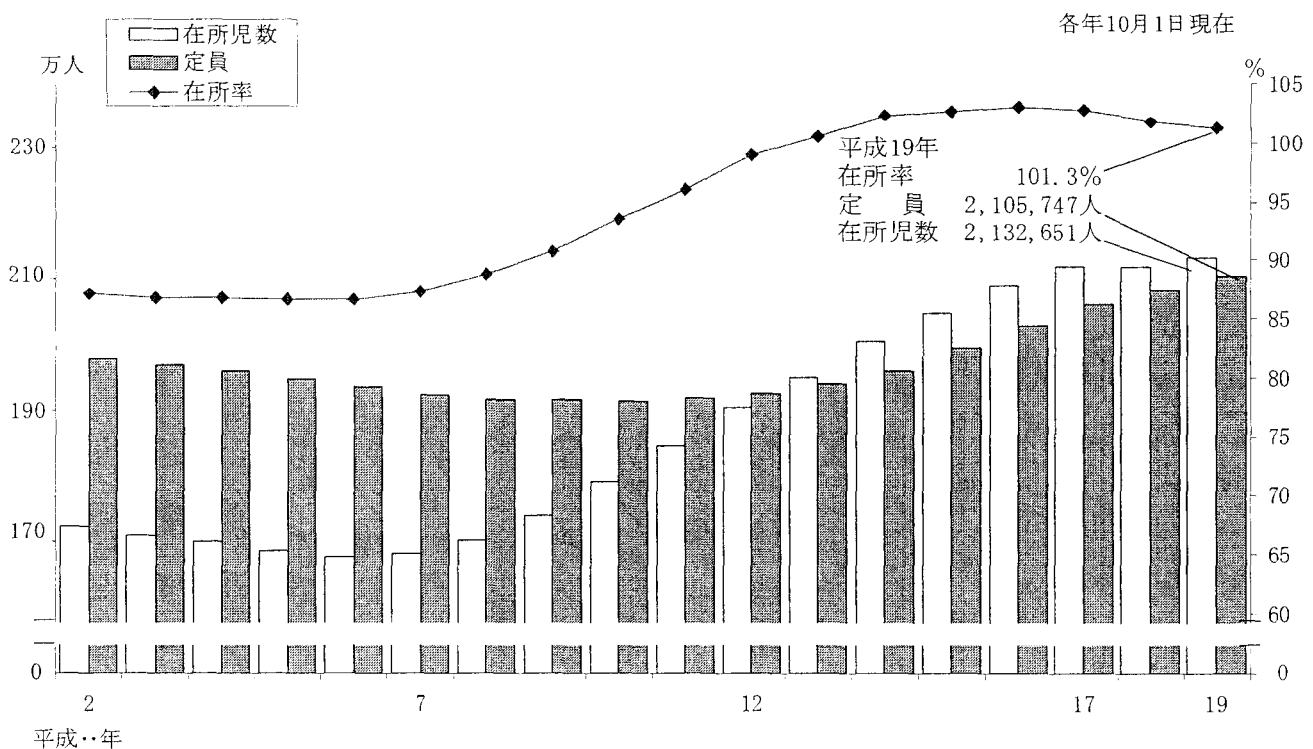
また、定員及び在所児数を就学前の児童人口千対でみると、定員は293.8人、在所児数は297.6人となっている。(表4、図2、統計表第2、3、4表)

表4 保育所の公営－私営別にみた施設数・定員・在所児数・在所率・
就学前児童人口千対定員及び在所児数の年次推移

	平成12年 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	各年10月1日現在 対前年	
							増減数	増減率(%)
施設数	22 199	22 391	22 494	22 624	22 720	22 838	118	0.5
公 営	12 707	12 236	12 013	11 752	11 510	11 240	△ 270	△ 2.3
私 営	9 492	10 155	10 481	10 872	11 210	11 598	388	3.5
定員(人)	1 925 641	1 995 067	2 029 201	2 060 938	2 083 061	2 105 747	22 686	1.1
公 営	1 093 012	1 074 101	1 069 500	1 059 553	1 046 328	1 030 379	△ 15 949	△ 1.5
私 営	832 629	920 966	959 701	1 001 385	1 036 733	1 075 368	38 635	3.7
在所児数(人)	1 904 067	2 048 324	2 090 374	2 118 079	2 118 352	2 132 651	14 299	0.7
公 営	996 083	1 022 253	1 020 513	1 006 544	980 390	954 515	△ 25 875	△ 2.6
私 営	907 984	1 026 071	1 069 861	1 111 535	1 137 962	1 178 136	40 174	3.5
在所率(%) 1)	98.9	102.7	103.0	102.8	101.8	101.3	(△ 0.5)	-
公 営	91.1	95.2	95.4	95.0	93.7	92.6	(△ 1.1)	-
私 営	109.1	111.4	111.5	111.0	110.0	109.6	(△ 0.4)	-
就学前児童人口千対定員(人) 2)	249.7	262.8	270.5	280.4	286.8	293.8	-	-
就学前児童人口千対在所児(人) 2)	246.9	269.8	278.7	288.1	291.7	297.6	-	-

注: 1) 在所率=在所児数÷定員×100 ただし、平成18年以降は在所児数不詳の施設を除いた定員数で計算をしている。
2) 就学前児童人口は0～5歳人口に6歳人口の1/2を加えた数であり、人口については平成12年、平成17年は総務省統計局の国勢調査報告(総人口)、15～16年、18～19年は同推計人口(総人口)による。
3) ()内は在所率の対前年増減である。

図2 保育所の定員・在所児数・在所率の年次推移



5 児童福祉施設(保育所、障害児関係施設を除く。)の状況

児童福祉施設(保育所、障害児関係施設を除く。)の状況をみると、児童養護施設は564施設で、前年に比べ5施設、0.9%増加している。定員は33,917人で、前年に比べ356人、1.1%増加し、在所児は30,846人で、前年に比べ82人、0.3%増加している。(表5、統計表第2、3、4表)

また、児童養護施設の在所率をみると、平成19年は 90.9%と前年に比べ減少している(図3)。

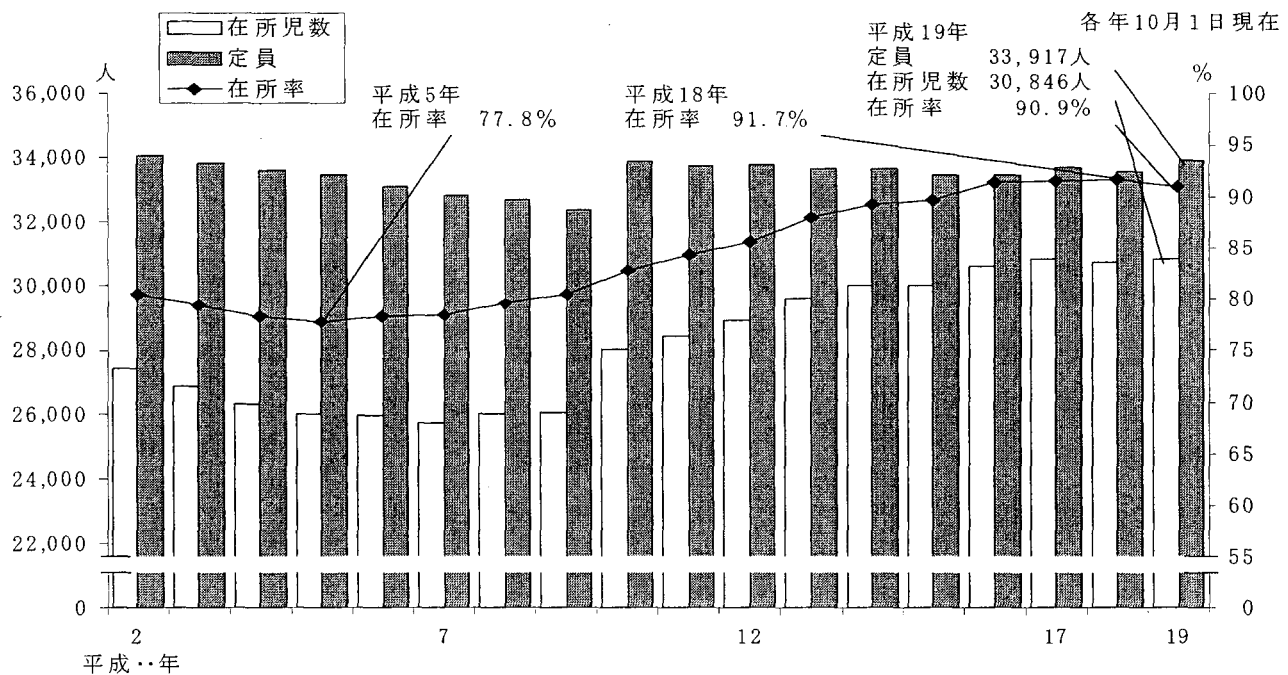
表5 主な児童福祉施設の施設数・定員・在所児(者)数の年次推移

	平成12年 (2000)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	各年10月1日現在 対前年	
							増減数	増減率(%)
施設数								
施設総数	10 056	10 137	10 045	10 046	9 868	9 801	△ 67	△ 0.7
乳児院	114	115	117	117	120	121	1	0.8
母子生活支援施設	290	288	285	282	278	272	△ 6	△ 2.2
児童養護施設	552	554	556	558	559	564	5	0.9
児童自立支援施設	57	58	58	58	58	58	—	—
その他の施設 1)	9 043	9 122	9 029	9 031	8 853	8 786	△ 67	△ 0.8
定員 (人)								
定員総数	41 787	41 508	41 528	41 572	41 369	41 680	311	0.8
乳児院	3 610	3 671	3 672	3 669	3 707	3 727	20	0.5
母子生活支援施設 2)	5 605	5 650	5 622	5 648	5 410	5 334	△ 76	△ 1.4
児童養護施設	33 803	33 474	33 485	33 676	33 561	33 917	356	1.1
児童自立支援施設	4 374	4 363	4 371	4 227	4 101	4 036	△ 65	△ 1.6
在所児(者)数 (人)								
在所児(者)総数	33 487	34 568	35 407	35 735	35 743	35 925	182	0.5
乳児院	2 784	2 840	2 938	3 077	3 143	3 190	47	1.5
母子生活支援施設 2)	11 555	11 740	11 608	11 224	10 822	10 588	△ 234	△ 2.2
児童養護施設	28 913	30 014	30 597	30 830	30 764	30 846	82	0.3
児童自立支援施設	1 790	1 714	1 872	1 828	1 836	1 889	53	2.9

注: 1) その他の施設とは、助産施設、児童家庭支援センター、児童館、児童遊園であり、定員、在所児(者)数について調査を行っていない。

2) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所児(者)数は世帯人員数であり、定員と在所児(者)数の総数に含まない。

図3 児童養護施設の定員・在所児数・在所率の年次推移



注: 在所率 = 在所児数 ÷ 定員 × 100